

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年11月8日付け平22廃り対策第367号及び同日付け平22港湾第440号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、別表2に掲げる実施機関が非開示とした部分は開示すべきであるが、その余の判断は、妥当である。

なお、本件処分に対する異議申立てに係る諮問は、平成22年12月22日付け平22廃り対策第407号及び同日付け平22港湾第513号の2件であるが、同一の開示請求に係る決定に対する異議申立てに係る諮問であり、内容も密接に関連することから、2件を併合して審査した。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成22年9月29日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「2010/6月1日～8月末にかけて、柳井へ船舶により搬入された産業廃棄物混じりの建設残土に係る全ての書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、別表1の公文書の件名欄の文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているため、平成22年10月8日付けで条例第9条第1項の規定に基づき、本件公文書に情報が記録されている第三者に対して意見書を提出する機会を付与した。

4 実施機関の処分

実施機関は、別表1のとおり本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人及び第三者に通知した。

5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成22年12月6日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の不開示部分のうち、条例第11条第3号、第4号又は第6号に該当として公開しないことの取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

本件処分の通知書は、不開示とした理由として、条例第11条第3号、第4号又は第6号に該当としている。

しかし、当該事業についての情報については既に新聞等により概要は報道されている情報であり、それにもかかわらず山口県が今般情報公開することにより具体的にどのような内容が「事務事業に支障を及ぼすおそれがある」のかを示さずに非公開にするのでは、今後抽象的な「支障を及ぼすおそれ」を理由に、公文書中の「これら」の情報をあらゆる場合において非公開とすることができるようになる。

3 実施機関の理由説明に対する意見

(1) 役所の隠蔽性は昨今マスコミでも取りざたされているが、私たち国民は唯一情報公開制度を利用することにより、真実を知ることができるものである。

今回の審査会への意見書提出期限を見ても反論の機会を減らそうという実施機関の意図が見えている（意見書の提出依頼の到着が平成23年1月17日で提出期限が1月26日という実質1週間もない期限）。

このようなことで、情報公開制度が山口県職員の意図的な拡大法解釈のもと文書を公開しないようなことがあれば、それは、「国民自身が行政の政策を検証・評価し、歴史のゆがみの原因を発見することによって、過去の誤った政策を正道に戻す政治の民主的復元力を担保する」という情報公開制度の根幹を揺るがすことになる。

(2) 実施機関は、理由説明書において、「新聞報道された内容については開示している」と述べているが、それは当然のことであり、ことさら異議申立人に説示するほどのことではない。

(3) 重要なのは新聞に記載できなかった情報をどのように公開すべきかである。（当然新聞社は報道部分以上の情報をつかんでいるであろうが紙面の都合等で割愛されているものとする。）

(4) ことの本質は、実施機関が「非開示内容を公開することが法人等に不利益を与えるおそれがある、行政指導の実務の実施又は港湾条例監督事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれ、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある」とおそれを理由に情報公開しないことが問題なのである。

当該情報が犯罪捜査に関係すると考えるのであれば、昨今の環境問題への関心の高まり、土壌汚染等のおそれを考えると、関連公文書の公開は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に必要であり、「公益上の理由による義務的開示」情報といえる。

そう考えると、具体的な理由を示した上で非開示内容を定めるべきではないか。

(5) また、本件「産業廃棄物混じりの建設残土」の柳井港野積場への搬入については、当該野積場が公共埠頭であり事実上不特定多数が出入りできる場所であるため、当該行為について一般的に見聞きしている住民も多く、該当する文書は「半ば公にされている情報」であり、この事実に関係する情報を公開しないのは不適切である。

(6) 以上のごとく、実施機関の決定は、合理的説明に欠けるといっただけではなく、条例

の趣旨を逸脱した不当な決定と言わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

1 文書1から文書48までに關する本件処分について

(1) 本件公文書は、「2010/6月1日～8月末にかけて、柳井へ船舶により搬入された産業廃棄物混じりの建設残土に關する全ての書類」のうち、開示請求者が指定した文書であり、本件請求に係る事案（以下「本件事案」という。）に關する次の4類型の公文書で構成されている。

ア 実施機関、關係事業者及び実施機関以外の行政機関が作成した報告書

実施機関内の情報交換と協議の内容、実施機関以外の行政機関が取得した情報、關係事業者からの実施機関の指導に対する報告内容及びそれを補完する添付資料等からなっており、記載内容に条例第11条第2号に規定する個人に關する情報（以下「個人情報」という。）、同条第3号に規定する法人等に關する情報（以下「法人等情報」という。）、同条第4号に規定する犯罪の捜査の事実等に關する情報（以下「犯罪捜査等情報」という。）及び同条第6号に規定する実施機関が行う事務に關する情報（以下「行政運営情報」という。）を含んでいる。

イ 実施機関及び実施機関以外の行政機関が作成した事務連絡文書及び關係事業者に対する指導文書

実施機関が關係事業者に対して行った指導内容、実施機関と実施機関以外の行政機関との間での照会内容及び回答内容等からなっており、記載内容に法人等情報及び犯罪捜査等情報を含んでいる。

ウ 実施機関が作成した關係事業者に対する指導に係る伺い文書

実施機関が關係事業者に対して行った指導内容と当該指導に至る経緯からなっており、記載内容に法人等情報及び犯罪捜査等情報を含んでいる。

エ 実施機関が作成した立入検査調書

本件事案について、捜査機関の犯罪捜査の起点となる実施機関が行った廃棄物の処理及び清掃に關する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく立入検査の結果の内容からなっており、記載内容に個人情報、法人等情報及び犯罪捜査等情報を含んでいる。

(2) 部分開示とした部分

ア 条例第11条第2号該当（個人情報）

条例第11条第2号の規定では、個人情報であって、イからニに掲げるもの以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）について、非開示情報としている。

本件公文書には、關係事業者の従業員の個人識別情報（氏名）が含まれており、これを非開示とする。

イ 条例第11条第3号該当（法人等情報）

条例第11条第3号の規定では、法人等情報であって、イからハに掲げるもの以外のもので、公開することにより当該法人に不利益を与えるおそれがあるものについて、非開示情報としている。

本件公文書には、法人の住所、名称、印影、代表者の氏名、事業計画（写真を含む。）、事業実施に係る契約内容、取引先情報等の内部管理情報が含まれ、公開することにより当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであり、かつ、同号のイからハに掲げる情報に該当するとはいえないものであるため、これを非開示とする。

ウ 条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

条例第11条第4号の規定では、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報について、非開示情報としている。

本件事案については、関係事業者が県外から残土を柳井港に陸揚げし、搬入された残土について実施機関の実施した立入検査により残土中に産業廃棄物の混入を確認したことから、廃棄物処理法第16条違反（不法投棄）の嫌疑で捜査機関による犯罪捜査が行われており、本件公文書には、本件事案についての関係機関による所管法令等に基づく関係事業者への指導内容と当該事業者からの報告、関係事業者に関して関係行政機関から情報収集した内容、関係事業者が産業廃棄物混じりの残土を搬入するに至った経緯、実施機関の職員が現地立会・調査を行った際の内容を時系列に整理し、その状況を撮影した写真など、本件事案についての犯罪捜査等情報が含まれている。

よって、これらの書類を公開することは、捜査機関における犯罪捜査の範囲に関する情報を開示することになり、関係事業者の捜査に対する防御を容易にし、罪証隠滅を招くおそれなど犯罪捜査に著しい支障を生じるおそれがあり、また、公開することにより、同様の犯罪を誘発する可能性もあり、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれも認められるため、これを非開示とする。

エ 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

条例第11条第6号の規定では、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがあるものについて、非開示情報としている。

本件公文書には、実施機関が行う行政指導の内容及び今後の対応方針に関する情報が含まれ、これを公開することにより、脱法的な行為が助長されることなどから、当該行政指導の事務の実施を著しく困難にするおそれがあるため、非開示とする。

2 文書49から文書56までに關する本件処分について

(1) 柳井港船舶等係留（荷役）許可申請書

ア 本件公文書について

(ア) 根拠法令

山口県港湾施設管理条例（昭和31年山口県条例第13号）第7条において、港湾施設を使用し、又は工事を施行しようとする者（港湾法（昭和25年法律第218号）第54条の3第6項の規定により貸し付けられた同条第1項に規定する特定埠頭を当該貸付けに係る契約で定める範囲内において使用し

ようとする者を除く。)は、知事の許可を受けなければならないと定められている。

(イ) 公文書の件名及び特定した公文書

本件請求の内容は、「2010/6月1日～8月末にかけて、柳井へ船舶により搬入された産業廃棄物混じりの建設残土に係する全ての書類」のうち、当該期間の係留(荷役)許可申請書であって、主揚荷又は主積荷に建設残土と記載されているもので、搬入された結果、産業廃棄物が混入していた事案に係るものを特定した。

イ 本件公文書の内容及び構成

本件公文書は、申請者住所、氏名、港湾の名称、船種・船名、国籍、船舶の総トン数、全長、最大喫水(停泊中)、船体の大きさ、船長氏名、代理店、係留施設名、係留時間、船主住所氏名、仕出港、仕向港、主揚荷主積荷、数量、摘要及び添付書類からなっており、記載内容に個人情報、法人等情報及び犯罪捜査等情報を含んでいる。

ウ 部分開示とした部分

(ア) 条例第11条第2号該当(個人情報)

本件公文書には、船長氏名といった個人識別情報が含まれ、これを非開示とした。

(イ) 条例第11条第3号該当(法人等情報)

申請者住所、氏名、船舶の代理店、添付書類のうちの法人の名称、住所及び代表者名については、船舶所有者と代理人又は運航者等との間の各契約関係が明らかになる情報であるが、法人等又は個人が事業活動を行うに当たり、どのような申請等を行い、また、どのような相手とどのような契約を締結するかについては、私的な事業活動の自由に属する事柄である。そして、これらの情報が公開された場合には、競合する同業他社にも当該情報が伝搬し、このような営業上のノウハウ等に関する情報が知られることによって、契約の獲得その他の営業活動を継続していく上で、公正な競争関係における地位が害され、その事業活動に支障が生じるおそれが否定できないものであり、かつ、条例第11条第3号のイからハマまでに掲げる情報に明らかに該当するとはいえないものである。

仕出港及び仕向港については、船舶がどのような航行経路で入港したか、今後どのような経路でどこに向かおうとしているのかが明らかになる情報である。そして、これらの情報が公開された場合には、当該法人等又は当該個人と競合する同業他社にまで情報が伝わることとなるものと考えられるが、当該船舶を利用した個別具体的な事業活動の内容については、営業上のノウハウに関する情報が含まれていることから、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるものと認められ、かつ、同条第3号のイからハマまでに掲げる情報に明らかに該当するとはいえないものである。

法人の印影については、本来、外部に対し一般に公開することを予定していない内部管理の情報であるものと考えられ、これを秘匿することに正当な利

益を有するものと認められ、かつ、同条第3号のイからハまでに掲げる情報に明らかに該当するとはいえないものである。

したがって、これらの事項に関する情報は、条例第11条第3号の規定により非開示とした。

(ウ) 条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

本件公文書は、本件事案についての犯罪捜査等情報が含まれており、上記1の(2)ウと同様に、条例第11条第4号の規定により非開示とした。

(2) 業務情報、業務報告等

ア 開示請求に係る公文書の件名及び特定した公文書

本件開示請求の内容は、開示請求書に上記(1)のア(イ)と同様に記載されていたため、当該案件に係る業務情報、業務報告等を特定した。

イ 本件公文書の内容及び構成

本件公文書は、件名、日時、場所、相手方、対応者及び内容からなっており、記載内容に個人情報、法人等情報、犯罪捜査等情報及び行政運営情報を含んでいる。

ウ 部分開示とした部分

(ア) 条例第11条第2号該当（個人情報）

本件公文書には、法人の担当者の氏名といった個人識別情報が含まれ、これを非開示とした。

(イ) 条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

本件公文書は、上記1の(2)ウと同様の犯罪捜査等情報が含まれ、これを非開示とした。

(ウ) 条例第11条第6号該当（行政運営情報）

業務情報、業務報告等の内容については、山口県港湾施設管理条例に違反し、又はその疑いのある事実が生じた場合において、不利益処分若しくは行政指導をするかどうか又はどのような内容の不利益処分若しくは行政指導とするかについて判断する事務及び当該不利益処分又は行政指導に係る相手方の履行状況を確認する事務（以下「港湾条例監督事務」という。）に関する情報である。そして、本件公文書には、実施機関が行う行政指導の内容及び今後の対応方針に関する情報が含まれ、これらの情報が公開された場合には、脱法的な行為が助長されることなどから、当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められ、これらの行政運営情報を非開示とした。

(エ) 条例第11条第3号該当（法人等情報）

本件公文書の法人等情報は、港湾条例監督事務に係る情報であり、公開することにより、当該法人に信用上の不利益を与えるおそれがあるものであり、かつ、条例第11条第3号のイからハまでに掲げる情報に明らかに該当するとはいえないものであり、これら法人等情報を非開示とした。

3 部分開示とした理由

条例第4条の規定では、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならないとしている。また、第12条の規定では、

公文書に第11条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合において、その部分を容易に区分することができる場合には、その部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない（部分開示）としている。

本件公文書は、1及び2のとおり個人情報、法人等情報、犯罪捜査等情報及び行政運営情報を含むが、これらは容易に区分することができるため、区分した部分ごとにそれぞれ開示する部分、できない部分の判断を行った上で、部分開示の決定を行ったものである。

4 異議申立ての理由に対する反論

異議申立人は、「当該事業については、既に新聞等により概要は報道されているにも関わらず、情報公開することにより具体的にどのような内容が「事務事業に支障を及ぼすおそれがある」のかを示していない。」と主張するが、新聞報道された内容については開示しており、非開示とした部分は、報道されていない細部にわたる情報であって、非開示内容の類型は部分開示決定書において示しており、これらの内容を更に具体的に示すこと自体が法人等に不利益を与えるおそれ、廃棄物処理法に係る行政指導の事務又は港湾条例監督事務の円滑な実施を困難にするおそれ、とりわけ犯罪捜査に著しく支障を及ぼすおそれがあるといえる。

5 まとめ

以上のとおり、本件公文書のうち、個人情報、法人等情報、犯罪捜査等情報及び行政運営情報は非開示とするが、その他の情報については、関係事業者に客観的・具体的な不利益を与えるおそれ、行政指導の事務の実施又は港湾条例監督事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれ及び犯罪捜査に著しく支障を及ぼすおそれが想定できないため、部分開示をすることとした。

第5 審査会の判断

1 本件公文書内容及び性格

本件公文書は、別表1の公文書の件名欄の文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第3号について

第11条は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的としかどうかは問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を

与えるおそれがあるもの」に該当する典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として、顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として、不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として、内部監査実施状況報告書などが考えられている。

(2) 第4号について

条例第11条は、第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報などが考えられている。

(3) 第6号について

条例第11条は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量

をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、摘要に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件公文書について

(1) 条例第11条第3号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、文書53を除く文書に、法人の名称、代表者の氏名及び印影、事業計画（写真を含む。）、取引先の名称、取引先との契約内容、行政機関から指導を受けた事実等の当該法人の販売上のノウハウに関する情報、内部管理情報又は信用上不利益を与える情報が含まれていることを確認した。

これらの情報については、公開することにより当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであり、かつ、条例第11条第3号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当である。

(2) 条例第11条第4号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、文書4から文書8まで、文書10から文書13まで、文書15から文書19まで、文書22から文書39まで、文書41から文書49まで、文書53、文書55及び文書56に、本件事案に関し、関係行政機関が所管法令等に基づいて行った関係事業者への指導内容及び当該事業者からの報告、関係事業者に関して関係行政機関から情報収集した内容、関係事業者が産業廃棄物混じりの残土を搬入するに至った経緯、実施機関の職員が立入検査等を行った際の内容等を時系列に整理した情報が含まれていることを確認した。

本件処分が行われた時点で、本件事案については、廃棄物処理法第16条違反（不法投棄）の嫌疑で捜査機関による犯罪捜査が行われており、これらの情報を公開することは、捜査機関における犯罪捜査の範囲に関する情報を開示することになり、関係事業者の捜査に対する防御を容易にし、罪証隠滅を招くおそれなど犯罪捜査に支障を生じるおそれがあり、また、公開することにより、同様の犯罪を誘発する可能性もあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれも認められるため、非開示が妥当である。ただし、次に掲げる部分を除く。

ア 文書10

1 ページ目の16行目、17行目1字目から30字目まで、19行目及び20行目の部分については、既に開示されている文書13の1ページ目の25行目、26行目1字目から30字目まで、28行目及び29行目と同一の情報であるため、開示することが妥当である。

イ 文書11（表は行数に数えない。）

2 ページ目の23行目9字目から24行目までの部分については、関係行政機関による関係事業者への連絡に関する情報であるが、行政機関が、所管法令に違反している疑いがあると思料する場合に、関係者に連絡をすることは通常行われると考えられ、かつ、当該部分には、法令違反の内容等の具体的な犯罪

の捜査の事実等は含まれておらず、捜査への支障は考えがたいため、開示することが妥当である。

ウ 文書17（表は行数に数えない。）

1 ページ目の20行目38字目から同行末まで並びに21行目1字目及び10字目から32字目まで並びに2ページ目の3行目2字目から8字目まで及び23字目から41字目まで並びに4行目4字目から11字目までの部分については、産業廃棄物を含む建設残土の運搬又は処分を行おうとする関係事業者が、行政機関に対し、廃棄物処理法に係る許可証等の写しを提出したことに関する情報であるが、産業廃棄物の適正処理を指導するに当たり、許可の取得状況等を確認することは通常行われると考えられ、かつ、当該部分には、法令違反の内容等の具体的な犯罪の捜査の事実等は含まれておらず、捜査への支障は考えがたいため、開示することが妥当である。

エ 文書23

3 ページ目の3行目17字目から4行目6字目までの部分については、建設残土に含まれる産業廃棄物の混入率に関する情報であるが、当該部分に記載されている数値は、定量的な測定による客観的なものではないことから、産業廃棄物の混入が認められたということ以上の意味を有する情報とはいえず、捜査への支障は考えがたいため、開示することが妥当である。

オ 文書43（表は行数に数えない。）

1 ページ目の16行目4字目から18行目まで、20行目4字目から21行目まで、22行目4字目から同行末まで、23行目4字目から同行末まで、24行目4字目から同行末まで、28行目4字目から同行末まで、30行目4字目から同行末まで及び31行目4字目から同行末まで、2ページ目の12行目4字目から14行目まで、16行目4字目から19行目まで、20行目2字目から同行末まで、21行目2字目から同行末まで、22行目2字目から同行末まで、23行目2字目から同行末まで、24行目2字目から同行末まで及び25行目2字目から同行末まで、3ページ目の1行目2字目から同行末まで、2行目2字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、7行目4字目から同行末まで、8行目4字目から同行末まで、9行目4字目から同行末まで、10行目4字目から同行末まで、14行目4字目から15行目まで、16行目2字目から17行目まで、18行目2字目から同行末まで、19行目2字目から同行末まで、20行目2字目から同行末まで、21行目4字目から同行末まで、22行目4字目から同行末まで、23行目2字目から同行末まで及び24行目2字目から同行末まで、4ページ目の1行目2字目から同行末まで、2行目4字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、9行目4字目から同行末まで、11行目4字目から同行末まで、12行目2字目から同行末まで、13行目2字目から同行末まで、14行目2字目から同行末まで、17行目4字目から同行末まで及び18行目4字目から同行末まで並びに5ページ目の2行目4字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、5行

目4字目から同行末まで、6行目2字目から同行末まで及び7行目2字目から同行末までの部分については、環境保健所長が関係事業者に対して報告を求めた事項に関する情報であるが、本文書内で開示されている情報から容易に推測できる情報であり、捜査への支障は考えがたいため、開示することが妥当である。

カ 文書47（表及び提出者が記述した部分は、行数に数えない。）

本文書は、提出者が記述した部分を除き、文書43の2ページ目以降と同一の情報であることから、1ページ目の12行目4字目から14行目まで、16行目4字目から19行目まで、20行目2字目から同行末まで、21行目2字目から同行末まで、22行目2字目から同行末まで、23行目2字目から同行末まで、24行目2字目から同行末まで及び25行目2字目から同行末まで、2ページ目の1行目2字目から同行末まで、2行目2字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、7行目4字目から同行末まで、8行目4字目から同行末まで、9行目4字目から同行末まで、10行目4字目から同行末まで、14行目4字目から15行目まで、16行目2字目から17行目まで、18行目2字目から同行末まで、19行目2字目から同行末まで、20行目2字目から同行末まで、21行目4字目から同行末まで、22行目4字目から同行末まで、23行目2字目から同行末まで及び24行目2字目から同行末まで、3ページ目の1行目2字目から同行末まで、2行目4字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、8行目2字目から同行末まで、9行目4字目から同行末まで、11行目4字目から同行末まで、12行目2字目から同行末まで、13行目2字目から同行末まで、14行目2字目から同行末まで、17行目4字目から同行末まで及び18行目4字目から同行末まで並びに4ページ目の2行目4字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、5行目4字目から同行末まで、6行目2字目から同行末まで及び7行目2字目から同行末までの部分については、前記オと同じ理由により、開示することが妥当である。

(3) 条例第11条第6号該当性について

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、文書6、文書28、文書29、文書40及び文書50から文書54までに、廃棄物処理法又は山口県港湾施設管理条例に違反していることが疑われる事業者に対し、実施機関が行う調査、行政指導、処分等の対応方針に関する情報が含まれることを確認した。

これらの情報を公開することにより、類似の行為を行おうとしている事業者が対策を講じることが可能となり、脱法的な行為が助長されるなど、当該事務の実施を著しく困難にするおそれがあると認められるため、非開示が妥当である。

なお、文書40について、実施機関は、条例第11条第4号に該当するとしているが、非開示部分は、不法投棄が疑われる場合における環境保健所の調査手法に関する情報であり、同号に該当するとはいえないが、情報を公開することにより当該事務の実施を著しく困難にするおそれがあると認められ、条例第11条第6

号に該当することから、結論において非開示は妥当である。

また、前記(2)のイ、ウ、オ及びカにおいて開示すべきとした部分は、行政指導の内容に関する情報であるため、同号への該当性も併せて検討したが、いずれも、行政指導に当たり通常行われると考えられるもの又は開示されている情報から容易に推測できるものであり、当該事務の実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められないことから、開示が妥当である。

(4) 条例第11条第2号該当性について

異議申立人の主張の趣旨から、本号の該当性については、審査しないものとする。

4 その他

異議申立人は、建設残土の柳井港野積場への搬入について、野積場が公共埠頭であり事実上不特定多数が出入りできる場所であるため、当該行為について一般的に見聞きしている住民も多く、該当する文書は「半ば公にされている情報」と主張するが、当審査会は、住民が当該行為をどの程度了知しているかを判断する立場になく、また、当該情報が公表されていないことは明らかであることから、異議申立人の主張は採用できない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別表 1

文書番号	公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由
文書 1	残土処分場設置計画について	個人の氏名 法人の名称及び内部管理の情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 (特定の個人が識別され、又は識別され得るため。以下同じ。) 条例第 1 1 条第 3 号該当 (法人等に不利益を与えるおそれがあるため。以下文書 4 8 までにおいて同じ。)
文書 2	県外残土搬入計画について (第 4 報)	法人の名称及び内部管理の情報 (写真を含む。)	条例第 1 1 条第 3 号該当
文書 3	柳井市内における残土処分場新設計画 (続報) について	個人の氏名 法人の名称、法人の内部管理の情報及び信用上不利益を与える情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当
文書 4	柳井市内における残土処分場新設計画 (続報) の対応について	法人の名称、代表者の氏名及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当 (犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。以下同じ。)
文書 5	県外残土搬入に係る指導について	法人の名称及び代表者の氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 6	県外残土搬入計画について	法人の名称及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報 行政指導の事務の実施を著しく困難にする情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当 条例第 1 1 条第 6 号該当 (行政指導の事務の実施を著しく困難にするおそれがあるため。以下文書 4 8 までにおいて同じ。)
文書 7	阿月漁港区域内における建設残土搬入に	法人の名称及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当

	係る不法占用について		
文書 8	作業台船上の廃棄物を含む残土に係る対応について	個人の氏名 法人の名称及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 9	阿月地区への残土搬入計画について	法人の名称	条例第 1 1 条第 3 号該当
文書 1 0	台船上の廃棄物を含む残土について	法人の住所、名称、代表者の氏名及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 1	建設経済常任委員会傍聴	法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 2	作業台船上の廃棄物を含む残土に係る対応について	法人の住所、名称、代表者の氏名及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 3	山口県柳井市に搬入計画のあった廃棄物混じりの残土について	個人の氏名 法人の住所、名称、代表者の氏名及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 4	厚生水道常任委員会	法人の名称及び内部管理の情報	条例第 1 1 条第 3 号該当
文書 1 5	残土搬入に係る確認事項について	法人の住所、名称、代表者の氏名及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 6	廃棄物処理法の規定に基づく指導について	法人の名称及び代表者の氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 7	台船上の廃棄物を含む残土について	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 8	柳井市阿月に	法人の住所、名称及び代表者の	条例第 1 1 条第 3 号該当

	持ち込まれた 廃棄物を含む 土砂について	氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情 報	条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 1 9	台船上の廃棄 物を含む残土 について	個人の氏名 法人の住所、名称、代表者の氏 名及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情 報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 2 0	廃棄物が混入 した残土の処 理計画	法人の住所、名称、代表者の氏 名及び内部管理の情報	条例第 1 1 条第 3 号該当
文書 2 1	柳井市阿月の 県外残土の搬 出について	法人の住所、名称、代表者の氏 名及び内部管理の情報	条例第 1 1 条第 3 号該当
文書 2 2	指導について	法人の住所及び代表者の氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情 報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 2 3	台船上の廃棄 物を含む残土 について	個人の氏名 法人の住所、名称、代表者の氏 名及び内部管理の情報（写真を 含む。） 犯罪の捜査の事実等に関する情 報（写真を含む。）	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 2 4	柳井市阿月へ の県外残土の 搬入事案につ いて	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情 報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 2 5	指導について	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情 報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 2 6	柳井市阿月に 持ち込まれた 廃棄物を含む 土砂について	法人の住所、名称及び代表者の 氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情 報（写真を含む。）	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 2 7	廃棄物処理法 の規定に基づ く指導に係る 報告	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情 報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 2 8	新たな残土の	個人の氏名	条例第 1 1 条第 2 号該当

	搬入計画について	法人の名称及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報 行政指導の事務の実施を著しく困難にする情報	条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当 条例第11条第6号該当
文書29	台船上の廃棄物を含む残土について	個人の氏名 法人の名称及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報 行政指導の事務の実施を著しく困難にする情報	条例第11条第2号該当 条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当 条例第11条第6号該当
文書30	廃棄物を含む土砂の処理状況について	法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書31	台船上の廃棄物を含む残土について	個人の氏名 法人の名称及び内部管理の情報 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第11条第2号該当 条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書32	廃棄物を含む残土搬入に係る説明について	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第11条第2号該当 条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書33	廃棄物を含む残土の運搬等に関する情報について	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第11条第2号該当 条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書34	残土処分場に対する立入検査について	個人の氏名 法人の住所及び名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報（写真を含む。）	条例第11条第2号該当 条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書35	阿月地区への残土搬入について	法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報（写真を含む。）	条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書36	廃棄物を含む土砂について	法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書37	柳井市阿月の産業廃棄物混入残土について	法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当

文書 3 8	廃棄物混入残土の処理に関する連絡について	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 3 9	廃棄物混入残土の処理に関する連絡について	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 0	建設経済常任委員会傍聴	法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 1	立入検査について	個人の氏名 法人の住所及び名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報（写真を含む。）	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 2	事業者への指導文書	法人の名称及び代表者の氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 3	廃棄物を含む残土についての顛末書の提出について	法人の名称及び代表者の氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 4	連絡内容	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 5	残土搬入について	個人の氏名 法人の名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 6	廃棄物を含む土砂の撤去について	個人の氏名 法人の住所及び名称 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 2 号該当 条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 7	顛末書	法人の住所、名称、印影及び代表者の氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当

文書 4 8	改善事項報告書	法人の住所、名称、印影及び代表者の氏名 犯罪の捜査の事実等に関する情報	条例第 1 1 条第 3 号該当 条例第 1 1 条第 4 号該当
文書 4 9	柳井港船舶等係留（荷役）許可申請書	申請者住所 申請者氏名 申請者の印影 代理店 ----- 最初及び最終仕出港 最初及び最終仕向港	条例第 1 1 条第 3 号該当 （各契約関係が明らかになる情報であり、法人が事業活動を行うに当たり、どのような届出等を行い、また、どのような相手とどのような契約を締結するかについては、私的な事業活動の自由に属する事柄であり、公開することにより、競合する同業他社にも当該情報が伝わることとなるものと考えられ、営業上のノウハウに関する情報が含まれていることから、当該法人に不利益を与えるおそれがあるため。） 条例第 1 1 条第 3 号該当 （船舶がどのような航行経路で入港したか、今後どのような経路でどこに向かおうとしているのかが明らかになる情報であり、公開することにより、当該法人と競合する同業他社にまで当該情報が伝わることとなるものと考えられ、当該船舶を利用した個別具体的な事業活動の内容については、営業上のノウハウに関する情報が含まれていることから、当該法人に不利益を与えるおそれがあるため。）

		<p>船長氏名</p> <p>船種・船名</p> <p>係留施設名</p> <p>係留時間</p> <p>船主住所氏名</p> <p>摘要</p>	<p>条例第11条第2号該当</p> <p>条例第11条第4号該当</p>
		<p>添付書類のうち法人の名称、住所及び代表者名が含まれる部分</p>	<p>条例第11条第3号該当 (法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるため。以下同じ。)</p>
		<p>添付書類のうち犯罪の捜査の事実等に関する情報</p>	<p>条例第11条第4号該当</p>
文書50	【業務情報】 建設残土の搬入について	<p>個人の氏名</p> <p>法人の名称</p> <p>港湾条例監督事務に関する情報</p>	<p>条例第11条第2号該当</p> <p>条例第11条第3号該当</p> <p>条例第11条第6号該当 (港湾条例監督事務に関する情報であって、公開することにより、脱法的な行為が助長されることなどから、当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため。以下同じ。)</p>
文書51	【業務報告】 搬入した建設残土(産業廃棄物混入)の改善について	<p>個人の氏名</p> <p>法人の名称</p> <p>法人の代表者名</p> <p>港湾条例監督事務に関する情報</p>	<p>条例第11条第2号該当</p> <p>条例第11条第3号該当</p> <p>条例第11条第6号該当</p>
文書52	【業務情報】 建設残土の搬出について	<p>法人の名称</p> <p>法人の代表者名</p> <p>港湾条例監督事務に関する情報</p>	<p>条例第11条第3号該当</p> <p>条例第11条第6号該当</p>
文書53	【業務情報】 柳井港野積場における建設残土の荷揚げについて	<p>港湾条例監督事務に関する情報</p> <p>犯罪の捜査の事実等に関する情報</p>	<p>条例第11条第6号該当</p> <p>条例第11条第4号該当</p>
文書54	【業務情報】	<p>法人の名称</p>	<p>条例第11条第3号該当</p>

	柳井港野積場に荷揚げされた建設残土について	港湾条例監督事務に関する情報	条例第11条第6号該当
文書55	【業務連絡】 柳井市阿月の 県外残土の搬出について	法人の名称 法人の電話番号 法人の代表者名 本文2行目の一部	条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当
文書56	【業務情報】 阿月地区への 残土搬入について	法人の名称 平成22年7月8日より後の 日付の記事	条例第11条第3号該当 条例第11条第4号該当

別表2

文書番号	実施機関が非開示とした部分
文書10	1 ページ目の16行目、17行目1字目から30字目まで、19行目及び20行目
文書11 (注) 表は行数に数えない。	2 ページ目の23行目9字目から24行目まで
文書17 (注) 表は行数に数えない。	1 ページ目の20行目38字目から同行末まで並びに21行目1字目及び10字目から32字目まで 2 ページ目の3行目2字目から8字目まで及び23字目から41字目まで並びに4行目4字目から11字目まで
文書23	3 ページ目の3行目17字目から4行目6字目まで
文書43 (注) 表は行数に数えない。	1 ページ目の16行目4字目から18行目まで、20行目4字目から21行目まで、22行目4字目から同行末まで、23行目4字目から同行末まで、24行目4字目から同行末まで、28行目4字目から同行末まで、30行目4字目から同行末まで及び31行目4字目から同行末まで 2 ページ目の12行目4字目から14行目まで、16行目4字目から19行目まで、20行目2字目から同行末まで、21行目2字目から同行末まで、22行目2字目から同行末まで、23行目2字目から同行末まで、24行目2字目から同行末まで及び25行目2字目から同行末まで 3 ページ目の1行目2字目から同行末まで、2行目2字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、7行目4字目から同行末まで、8行目4字目から同行末まで、9行目4字目から同行末まで、10行目4字目から同行末まで、14行目4字目から15行目まで、16行目2字目から17行目まで、18行目2字目から同行末まで、19行目2字目から同行末まで、20行目2字目から同行末まで、21行目4字目から同行末まで、22行目4字目から同行末まで、23行目2字目から同行末まで及び24行目2字目から同行末まで 4 ページ目の1行目2字目から同行末まで、2行目4字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、9行目4字目から同行末まで、11行目4字目から同行末まで、12行目2字目から同行末まで、13行目2字目から同行末まで、14行目2字目から同行末まで、17行目4字目から同行末まで及び18行目4字目から同行末まで 5 ページ目の2行目4字目から同行末まで、3行目2字目から同行末まで、4行目2字目から同行末まで、5行目4字目から同行末まで、6行目2字目から同行末まで及び7行目2字目から同行

	末まで
<p>文書47 (注) 表及び提出者が記述した部分は、行数に含めない。</p>	<p>1 ページ目の1 2行目4字目から1 4行目まで、1 6行目4字目から1 9行目まで、2 0行目2字目から同行末まで、2 1行目2字目から同行末まで、2 2行目2字目から同行末まで、2 3行目2字目から同行末まで、2 4行目2字目から同行末まで及び2 5行目2字目から同行末まで</p> <p>2 ページ目の1 行目2字目から同行末まで、2 行目2字目から同行末まで、3 行目2字目から同行末まで、4 行目2字目から同行末まで、7 行目4字目から同行末まで、8 行目4字目から同行末まで、9 行目4字目から同行末まで、1 0行目4字目から同行末まで、1 4行目4字目から1 5行目まで、1 6行目2字目から1 7行目まで、1 8行目2字目から同行末まで、1 9行目2字目から同行末まで、2 0行目2字目から同行末まで、2 1行目4字目から同行末まで、2 2行目4字目から同行末まで、2 3行目2字目から同行末まで及び2 4行目2字目から同行末まで</p> <p>3 ページ目の1 行目2字目から同行末まで、2 行目4字目から同行末まで、3 行目2字目から同行末まで、4 行目2字目から同行末まで、8 行目2字目から同行末まで、9 行目4字目から同行末まで、1 1行目4字目から同行末まで、1 2行目2字目から同行末まで、1 3行目2字目から同行末まで、1 4行目2字目から同行末まで、1 7行目4字目から同行末まで及び1 8行目4字目から同行末まで</p> <p>4 ページ目の2 行目4字目から同行末まで、3 行目2字目から同行末まで、4 行目2字目から同行末まで、5 行目4字目から同行末まで、6 行目2字目から同行末まで及び7 行目2字目から同行末まで</p>

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成22年12月22日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年12月22日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成23年 1月12日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 1月12日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成23年 1月21日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成23年 1月21日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成23年 2月 7日	事案の審議を行った。
平成23年 3月23日	事案の審議を行った。
平成23年 6月 6日	事案の審議を行った。
平成23年 7月29日	事案の審議を行った。
平成23年 8月12日	事案の審議を行った。
平成23年11月15日	事案の審議を行った。
平成24年 1月27日	事案の審議を行った。
平成24年 3月19日	事案の審議を行った。
平成24年 5月17日	事案の審議を行った。
平成24年 7月26日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
高松 恵子	司法書士	
徳田 恵子	弁護士	
三間地 光宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成24年7月26日現在)